

# 感染拡大防止対策

## 1. 人と人との距離の確保対策を行っている。（できるだけ1メートルを目安に）

- ・ 入場（入店）時や、集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔を確保する。
- ・ 状況に応じて、入場者等の制限や誘導を行い、施設内での人と人との十分な間隔を適切にとるなど、「3つの密」を作らないような対策を行う。（混雑時など）
- ・ （座席がある場合）十分な座席の間隔を確保する。
- ・ 店舗の実情を踏まえ、飛沫感染予防のため、人と人が対面する場所に、パーテーションやビニールカーテンなどを適宜設置する。  
例：
  - ・ テーブル席で真正面の配置を避けられない場合
  - ・ カウンター席で隣の人と適度な距離をとれない場合
  - ・ レジとお客様との間

## 2. 従業員及び入場者等の保健衛生対策の徹底している。

- ・ 従業員について、出勤前に検温し、発熱等症状がある場合は自宅待機とするなど体調管理を行う。
- ・ 従業員のマスク着用、手洗い等を徹底する。
- ・ 入場者等に対して、発熱等症状のある者の入場制限、手指消毒やマスク着用などの周知を行う。
- ・ 手指の消毒設備を設置する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ ゴミを回収・廃棄する際は、マスクや手袋を着用するなど、衛生管理を徹底する。

## 3. 施設等の衛生管理・換気を徹底している。

- ・ ドアノブ、客席、テーブル、利用設備・機材等を定期的に消毒する。
- ・ 店舗入り口、各部屋のドア等、2方向以上の窓又は扉を開けるなど、適切に換気する。
- ・ トイレはこまめに清掃する。
- ・ キャッシュレス決済を導入、又は支払い時にコイントレイを使用する。

## 4. 業種別のガイドラインを実践している。

※ 業種別のガイドラインが策定されていない場合は、類似業種のガイドラインを参考に対策を徹底している。